

労働者派遣事業に関する各種情報

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開する事が義務付けられました。
(法第23条第5項)

令和8年6月1日における情報提供を以下の通り公開いたします。

1	派遣労働者の数	3人
2	派遣先の数	3社
3	労働者派遣に関する料金(8時間平均)	36,137円
4	派遣労働者の賃金(8時間平均)	26,132円
5	マージン率 (3-4)÷3 ※小数点第2位を四捨五入	27.7%

6	教育訓練に関する事項	・ビジネスマナー研修 ・プログラミング研修 ・情報セキュリティに関する研修
7	福利厚生に関する事項	・年次有給休暇 ・定期健康診断 ・奨学金返済支援制度 (当社は、さっぽろ圏奨学金返還支援事業 認定企業です) ・資格合格報奨金

8	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している	協定書の有効期間終期 2027年3月31日
		対象となる派遣労働者の範囲	プログラマー業務に 従事する従業員